



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
11月22日
第362号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

| | |
|---|---|
| ○ 規 則 | |
| ※滋賀県建設業法施行細則(監理課) | 1 |
| ○ 告 示 | |
| 救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課) | 1 |
| 道路区域の変更(道路保全課) | 1 |
| 道路の供用開始(道路保全課) | 2 |
| ○ 公 告 | |
| 公共測量実施公告(監理課) | 2 |

規 則

滋賀県建設業法施行細則をここに公布する。

令和4年11月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第60号

滋賀県建設業法施行細則

滋賀県建設業法施行細則(昭和49年滋賀県規則第63号)の全部を改正する。

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条第2号(同令第11条、第13条第1項、第13条の2第10項および第13条の3第8項において準用する場合を含む。)の都道府県知事の定める数は、同令第13条の2第9項または第13条の3第7項の規定により提出すべき書類以外の書類にあつては正本および副本各1通とし、これらの規定により提出すべき書類にあつては正本1通とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第457号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和4年11月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 医療機関の名称 | 開 設 者 | 所 在 地 | 認 定期 限 |
|---------|--------|--------------|----------|
| 大津赤十字病院 | 日本赤十字社 | 大津市長等一丁目1-35 | 令和8.1.31 |

滋賀県告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年11月22日から令和4年12月6日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

滋賀県知事 三日月 大造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------|-----------|--------------------------------|---------|------------------------------|-------|--|
| | | 区間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 県道 | 彦根港彦根停車場線 | 彦根市元町245番地先から 彦根市元町238番地先まで | 変更後 | 最小 18.9m } 最大 22.0m | 57.4m | 管理界の変更に伴う道路区域の変更 (路線重用) 彦根港彦根停車場線 L=57.4m |
| | | 彦根市元町245番地先から 彦根市元町238番地先まで | 変更前 | 最小 18.9m } 最大 22.0m | 57.4m | |
| | 彦根城線 | 彦根市元町245番地先から 彦根市元町238番地先まで | 変更後 | 最小 18.9m } 最大 22.0m | 57.4m | |
| | | 彦根市元町245番地先から 彦根市元町238番地先まで | 変更前 | 最小 18.9m } 最大 22.0m | 57.4m | |

滋賀県告示第459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年11月22日から令和4年12月6日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の年月日 | 備考 |
|-----------|--------------------------------|-----------|---------|
| 彦根港彦根停車場線 | 彦根市元町245番地先から 彦根市元町238番地先まで | 令和4.11.22 | L=57.4m |
| 彦根城線 | 彦根市元町245番地先から 彦根市元町238番地先まで | 令和4.11.22 | L=57.4m |

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、愛荘町長 有村 国知から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年11月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ更新)
- 2 作業の地域 愛荘町全域

3 作業の期間 令和4年11月25日から令和5年3月28日まで

